

資料 6

会員の平成 25 年 9 月末中間決算概況について

平成 25 年 12 月 17 日
日本証券業協会

1. 全国証券会社（252 社）の中間決算概況

全国の証券会社 252 社【脚注】の平成 25 年 9 月末中間決算は、株式市況の活況などにより、増収増益となった。

この中間決算の概況は、以下のとおりである。

- (1) 営業収益は、受入手数料が好調で、前年同期比 6,074 億円増の 1 兆 3,342 億円（前年同期比 84%増）となったことなどから、全体として同 8,661 億円増の 2 兆 2,017 億円（同 65%増）となり、中間決算ベースで平成 19 年 9 月末以来 6 年ぶりに 2 兆円を超える大幅な増収となった。
営業収益の増収要因として、主なものは次のとおりである。
 - ① 期首 12,000 円台で始まった日経平均株価が 9 月末の終値で 14,000 円台まで上昇するなど、好調な株価を背景に、市場全体の取引量も増加し、委託手数料収入が同 3,167 億円増の 4,871 億円（同 186%増）となったこと。
 - ② 投資信託の販売が好調で、募集等取扱手数料収入が同 1,232 億円増の 3,018 億円（同 69%増）となったこと。
 - ③ トレーディング損益は、株式・債券部門ともに好調で同 2,337 億円増の 6,078 億円（同 62%増）となったこと。
- (2) 一方、販売費・一般管理費は、取引量の増加に伴い取引関係費が前年同期比 873 億円増の 2,885 億円（前年同期比 43%増）となったものの、人件費が同 820 億円増の 5,640 億円（同 17%増）となったことなどから、全体として同 2,013 億円増の 1 兆 3,192 億円（同 18%増）にとどまった。
- (3) 以上のことから、経常利益は、前年同期比 6,509 億円増の 7,460 億円（前年同期比 684%増）、当期利益は、同 5,399 億円増の 5,979 億円（同 931%増）の増収増益となり、当期利益はここ 20 年間では平成 17 年 9 月末の 3,620 億円を超える最高益となった。

【脚注】 平成 25 年 9 月末現在の全国証券会社 260 社のうち、廃業した会社などの 8 社を除く 252 社の合算ベース。前年同期（267 社）より 15 社減。

全国証券会社の収支状況

	社 数	営 業 収 益 計		経 常 損 益	当 期 損 益
			うち委託手数料		
25／9 末	252 社	2 兆 2,017 億円	4,871 億円	7,460 億円	5,979 億円
24／9 末	267 社	1 兆 3,355 億円	1,704 億円	951 億円	579 億円
23／9 末	287 社	1 兆 4,055 億円	2,030 億円	660 億円	▲253 億円
22／9 末	292 社	1 兆 5,114 億円	2,260 億円	1,209 億円	464 億円
21／9 末	306 社	1 兆 7,844 億円	3,044 億円	1,961 億円	1,216 億円
20／9 末	318 社	1 兆 9,462 億円	3,303 億円	519 億円	202 億円
19／9 末	313 社	2 兆 5,730 億円	4,984 億円	5,610 億円	3,147 億円
18／9 末	306 社	2 兆 734 億円	5,041 億円	3,889 億円	2,284 億円
17／9 末	275 社	2 兆 50 億円	5,262 億円	5,688 億円	3,620 億円
16／9 末	264 社	1 兆 7,234 億円	4,985 億円	4,417 億円	2,979 億円

2. 各社の当期損益の状況

決算状況から、全 252 社を利益計上した会社（黒字会社）と損失計上した会社（赤字会社）に区分してみると、213 社が黒字会社（前年同期比 94 社増）で、全体の 85% を占めており、全体の 8 割程度の証券会社が黒字となるのは、平成 17 年 9 月末以来 8 年ぶりである。

平成 25 年 9 月末中間決算の状況

		黒字会社		赤字会社	
		社数	割合	社数	割合
全国	252 社のうち	213 社	85%	39 社	15%
国内証券会社	236 社のうち	200 社	85%	36 社	15%
外国証券会社	16 社のうち	13 社	81%	3 社	19%

（注）「割合」は、各区分の会社数に占める割合。

過去の全国証券会社の当期純損益及び黒字会社数

	社 数	当期損益	黒字会社数
24 年 9 月末	267 社	579 億円	119 社（45%）
23 年 9 月末	287 社	▲253 億円	112 社（39%）
22 年 9 月末	292 社	464 億円	102 社（35%）
21 年 9 月末	306 社	1,216 億円	128 社（42%）
20 年 9 月末	318 社	202 億円	126 社（40%）
19 年 9 月末	313 社	3,147 億円	180 社（58%）
18 年 9 月末	306 社	2,284 億円	175 社（57%）
17 年 9 月末	275 社	3,620 億円	211 社（77%）
16 年 9 月末	264 社	2,979 億円	208 社（79%）

以 上

会員の平成25年9月末中間決算概況

(平 25. 12. 17)
(単 位 : 百万円)

区分 項目	全 国					国 内 証 券 会 社					外 国 証 券 会 社				
	平25.9月末 (A)	平24.9月末 (B)	平25.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平25.9月末 (A)	平24.9月末 (B)	平25.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)	平25.9月末 (A)	平24.9月末 (B)	平25.3月期 (C)	(A) (B)	(A) (C)
会 社 数	社 252	社 267	社 253	% —	% —	社 236	社 249	社 237	% —	% —	社 16	社 18	社 16	% —	% —
営業収益	2,201,739	1,335,573	3,171,178	165%	69%	2,163,974	1,306,084	3,107,000	166%	70%	37,765	29,489	64,177	128%	59%
受入手数料	1,334,229	726,757	1,793,926	184%	74%	1,306,133	703,459	1,743,725	186%	75%	28,096	23,298	50,201	121%	56%
委託手数料	487,183	170,416	473,900	286%	103%	482,082	167,014	465,980	289%	103%	5,101	3,402	7,919	150%	64%
トレーディング損益	607,802	374,068	896,110	162%	68%	608,475	378,534	902,636	161%	67%	▲ 673	▲ 4,466	▲ 6,525	—	—
金融収益	237,200	213,908	439,656	111%	54%	226,866	203,260	419,163	112%	54%	10,334	10,648	20,492	97%	50%
金融費用	145,683	139,087	273,291	105%	53%	139,797	133,989	263,071	104%	53%	5,886	5,098	10,220	115%	58%
純営業収益	2,055,972	1,196,404	2,897,886	172%	71%	2,024,095	1,172,015	2,843,929	173%	71%	31,877	24,389	53,957	131%	59%
販売費・一般管理費	1,319,248	1,117,886	2,317,156	118%	57%	1,295,387	1,094,305	2,271,082	118%	57%	23,861	23,581	46,073	101%	52%
営業損益	736,640	78,554	580,729	938%	127%	728,628	77,750	572,846	937%	127%	8,012	804	7,883	997%	102%
営業外損益	9,343	16,546	24,788	56%	38%	8,807	16,292	24,175	54%	36%	536	254	612	211%	88%
経常損益	746,037	95,113	605,518	784%	123%	737,485	94,051	597,021	784%	124%	8,552	1,062	8,496	805%	101%
特別損益	35,977	▲ 5,565	7,723	—	466%	35,228	▲ 6,925	3,589	—	982%	749	1,360	4,133	55%	18%
税引前損益	781,996	89,543	613,241	873%	128%	772,694	87,124	600,611	887%	129%	9,302	2,419	12,630	385%	74%
法人税等	183,985	31,471	156,305	585%	118%	184,074	31,389	155,887	586%	118%	▲ 89	82	418	—	—
当期純損益	597,936	57,991	456,935	1031%	131%	588,549	55,657	444,724	1057%	132%	9,387	2,334	12,211	402%	77%

(注1) 平成25年9月末現在の全国証券会社260社のうち、廃業した会社などの8社を除く。

(注2) 「法人税等」には「法人税等調整額」を含む。

平成25年12月12日

会 長 談 話

日本証券業協会

会長 稲野 和 利

平成 26 年度与党税制改正大綱が、本日 12 月 12 日に取りまとめられ、公表された。本年は、去る 10 月 1 日に、「民間投資活性化等のための税制改正大綱」が、前倒しで取りまとめられ、さらに精力的に、税制改正に関する本格的な議論が行われ、与党の税制改正大綱が取りまとめられたと認識している。

税制措置は、政府の日本再興戦略に示されている成長戦略を実現していくために、必要不可欠のものであり、早めに公表されたことは、真に喜ばしいことである。

今般、公表された税制改正大綱において、特に証券税制関係では、NISA（少額投資非課税制度）の利便性向上、金融所得課税の一体化の促進等の措置が、また、確定拠出年金制度について、企業型の拠出限度額が引き上げられるなどの措置が講じられることとされた。今回示された措置を歓迎するとともに、御配慮いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

本協会としては、特に平成 26 年 1 月から取引が開始される NISA の利便性向上などについて、今後、1 日も早く法案が成立し、平成 26 年度税制改正の措置が実現されることを期待したい。

そのうえで、本協会では、幅広い国民の自助努力による資産形成の一層の支援と成長資金の安定的な供給拡大のためにも NISA の恒久化、利用者について 20 歳以上の制限を撤廃するジュニア NISA の実現などが必須の課題であると認識しており、今後、関係各方面と連携して、全力で取り組んで参る所存である。引き続きの御支援をお願いしたい。

以 上

証券界の平成 26 年度税制改正要望について

(平成 26 年度税制改正大綱との対比)

平成 25 年 12 月 17 日

【凡例】
○…平成 26 年度税制改正大綱に記載されている事項。 一…平成 26 年度税制改正大綱に記載されなかった事項。

証券界の要望項目	税制改正大綱 記載の有無
I 家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等	
1. NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化	
① 国民の中長期的な資産形成手段として、NISA が幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること	—
② 一年単位で、NISA 口座を開設する証券会社等の変更を認めること	○
③ 同一の勘定設定期間内において NISA 口座を廃止した後、翌年以降に再度 NISA 口座の開設を認めること	○
④ 個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること。また、整理番号（NISA 番号）を廃止すること。	—
2. 新規・成長企業の支援や事業再編等の円滑化	
① 法人版エンジェル税制を創設すること。また、現行のエンジェル税制の運用改善を図ること	○ 「民間投資活性化等のための 税制改正大綱」（10/1 公表）に おいてベンチャー投資を促進 するための税制措置が創設
② 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、新興企業への投資に対する優遇税制措置を講じること	—
③ 自社株式等を対価とした公開買付けに係る課税繰延措置及び特定口座への受け入れ措置を講じること	—
3. 譲渡損失の繰越控除期間の延長	
○ 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行 3 年間）を延長すること	—

証券界の要望項目	税制改正大綱 記載の有無
4. 確定拠出年金制度の拡充	
① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること	○ 課税停止措置の3年延長
② いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること	—
③ 拠出限度額の水準を引き上げること	○ 5.1万円から5.5万円へ (企業型、他に企業年金なしの場合)
④ 加入対象者を拡大すること	—
⑤ 困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること	—
Ⅱ 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等	
1. 金融所得課税一体化の促進等	
① デリバティブ取引(注1)及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲の拡大を図り、損失の繰越控除を認めること	—(注) (注)「検討事項」とされた
② 特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること	
③ 配当の二重課税の調整を図る措置を講じること	—
(注1) 上記①の損益通算及び損失の繰越控除を認めるに際し、現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引(外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。)の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税とすること (注2) 上記①及び②を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること	
2. 公社債等の課税方式の見直し等の円滑な実施	
① 償還時源泉徴収の対象となる低クーポン債の定義を見直すこと	○
② 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること	—
③ 公社債の譲渡の対価の受領者の告知について、実務に則した内容とすること	○
④ 居住者等に対して支払うべき特定公社債等の「利子等の支払調書」の作成・提出について、年間一括方式のほか1回の支払毎に作成する方法を認めること	○

証券界の要望項目	税制改正大綱 記載の有無
⑤ 売出債（私売出債を含む。）に係る特定公社債の範囲を見直すこと	—
3. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充	
① 会社法改正に伴い措置される予定の特別支配株主の売渡請求による譲渡について、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる譲渡に含めること	—
② 上場廃止後における全部取得条項付種類株式の取得事由の発生による当該株式の譲渡について、上場株式等の譲渡として取り扱うこと	—
Ⅲ 経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等	
1. 世代間の資産移転の促進	
○ 世代間の資産移転の促進のため、祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする	—
2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、個人奨学金口座制度（仮称）の創設	
○ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を恒久化するとともに、同制度の贈与枠を活用し、高等教育等に係る費用に用途を限定した口座（個人奨学金口座（仮称））制度を創設し、同口座で運用益等の非課税措置を講じること	—
3. 相続・贈与税の評価額の見直し	
○ 株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」等を選択できるような措置等を講じること	—
Ⅳ 投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等	
1. 特定口座制度等の利便性向上	
① 相続等による上場株式等の一般口座から特定口座へ受入れの際、当該特定口座が開設されている証券会社等を通じてその相続人等の住所地の所轄税務署長に対し、当該相続人等が、当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式等を被相続人等が保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるようにすること	—
② 特定口座年間取引報告書の「⑩差引金額」においては、源泉徴収選択口座内配当等から譲渡損失の金額を控除した額が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載すること	—
③ 信託型 ESOP（Employee Stock Ownership Plan）により交付される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすること	○

証券界の要望項目	税制改正大綱 記載の有無
④ 特定管理口座制度を廃止し、特定口座内保管上場株式等であった株式等を上場廃止日以後も引き続き特定口座で管理できるようにし、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすること	—
⑤ 投資主が投資法人の新投資口予約権の無償割り当てにより取得した新投資口を特定口座に受け入れることを可能とし、NISAの対象とすること	○
⑥ 上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式について、一定の条件を満たすものについて特定口座に受け入れられるようにすること	—
2. 投資信託・投資法人制度の拡充	
① ETFの信託終了時における配当所得に係る源泉徴収について所要の措置を講じること	—
② 投資法人に係る導管性要件について所要の措置を講じること イ) 複数の投資法人が合併し、一の投資法人とした場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」の導管性の判定式における取り扱いを改善すること	○ 投資法人法制の見直しを前提に
ロ) (税会不一致相当額(課税所得)が会計上の利益よりも多額である場合の)利益超過分配はみなし配当として損金算入する措置を講じること	—
ハ) 投資法人が期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じること	—
ニ) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じること	—
③ 特定の資産の買換え特例における土地流動化促進等のための買換え措置の適用期間を延長すること【日切れ】	—
④ 不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税を非課税とすること	—
3. 国際的な金融取引の円滑化	
① 外国法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと	—
② 内国法人が国外で発行するイスラム債（スーク）について、特定民間国外債の対象に含めること	—
③ 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、	—

証券界の要望項目	税制改正大綱 記載の有無
当該サーバ等機器を恒久的施設 (Permanent Establishment) としないこと	
④ 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、当初申告要件（書面等の添付及び保存）の規定を廃止すること	—
4. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用促進	
① 金融商品取引業者等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること	—
② マイナンバーが記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること	—
③ 告知書又は特定口座異動届出書等について、マイナンバーの告知を行った顧客に限り、電磁的方法による提出を認めること	○
5. その他	
① 信託型 ESOP の受益者が、当該 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること	—
② 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること	—
③ 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月 10 日から翌月末日にすること	—

以上